



ユニオン船橋

郵政ユニオン船橋支部

発行責任者：土屋 純一
船橋分会・市川分会・浦安分会・松戸南分会・松戸北分会・野田分会
TEL・090-3478-5679

不当な雇い止め解雇を許さない！

■Aさんへの不当な雇い止め撤回を勝ち取る！
(船橋支店)

5月8日、郵便事業会社船橋支店長は、小包配達を担当しているAさんに対して、6月7日をもって雇い止めする旨、書面で通告してきた。その理由としては、①Aさんの配達した小包にタバコの匂いが付いていたという申告があった。また同時期に、②Aさんの小包誤配に関する申告があったというものである。たまたま二件とも本社に申告が上がったということ、支店長の即決でAさんに雇い止めが通告されたということである。

■ユニオン船橋支部は雇い止め撤回の要求書提出！
Aさんから相談を受けてユニオン船橋支部はすぐさま要求書を出し、支店側と交渉を行った。

ユニオンは雇い止め通告書にある、就業規則第十条を根拠にした雇い止めは無効であることを主張し、6月8日以降のAさんの雇用継続を強く求めた。しかし船橋支店長が決定した雇い止めは変更できないとする支店側と平行線となり、ユニオンは地方本部に上申した。

ここから事態は急展開、関東支社があっさり今回の船橋支店での雇い止めは無効であることを認め、船橋支店長をその旨指導することを確約した。これに慌てた支店側は急遽雇い止め通告書の返還と雇い止め撤回をAさんに連絡してきた。一言の謝罪も無しに！

■前代未聞の不祥事である。全くあきれた話である！
ユニオン船橋支部はAさん同席のもと、支店側と再度交渉を行い、今回の雇い止めの完全撤回を確認すると共に、なぜこのようなお粗末なことが起き

たのか厳しく追求した。そしてAさんからも、この一ヶ月間どのような思いで仕事をしてきたのか理解できますかとの、悲しい思いを支店側に伝えた。しかし支店側は言い訳に終始し、雇い止め通告書に古い書式のものを使ったからこれを撤回するなど、全くとぼけた回答をする始末であった。

■これが本務者ならせいぜい始末書の提出！
解雇など絶対にありえない。ではなぜAさんに対して雇い止め通告がなされたのか？
それは一つにはAさんが期間雇用社員(ゆうメイト)であるということ、そして現場管理者の意識の中には、期間雇用社員(ゆうメイト)はいつでも首に出るといふ差別的な意識が根強く存在するという事実である。

Aさんは職場復帰を勝ち取った。闘いはこれからである！